

2018 年(平成 30 年)7 月 27 日

夜間中学等義務教育拡充議員連盟
会長 馳浩衆議院議員 様

義務教育を十分に受けていない人々に対する 教育保障を前進させるための要望書

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、「義務教育機会確保法」あるいは単に「法」と略す)および同法第 7 条にもとづく「基本指針」、その他これに関連する諸法令等の整備が相当程度進んだことに感謝申し上げます。そしていくつかの地方公共団体が来年度から公立夜間中学を開設する方針でその準備を進めていることは大きな前進です。しかしながら、義務教育の段階における普通教育に相当する教育(以下「義務教育相当教育」と略称する。)を十分に受けていない人々に対する教育保障にはまださまざまな課題が残されています。私たちがとくに重要と考える課題を、下記のとおりまとめましたので、これら課題の解決に向けいっそうご尽力くださるよう要望いたします。

記

1. 義務教育機会確保法の見直しについて

- (1) 義務教育未修了者の学ぶ場を保障する「協議会」の設置が進んでいません。法第 15 条第 1 項の協議会に関する規定を「組織することができる」から「組織するよう努めるものとする」に改めてください。
- (2) 自治体の違いから、近辺に夜間中学があっても通えない状況が頻発しています。法第 6 条に第 2 項を付け加え、「前項の施策にあたっては当該地方公共団体以外の住民をも対象とする広域対応の実現に取り組む。」という規定を置いてください。
- (3) 法第 14 条の「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」に第 2 項を付け加え、「前項の措置においては、同項の就学希望者の個別の実情に対応して義務教育相当教育の実質が保障されるように配慮するものとする。」という規定を置いてください。また、在学年限についても柔軟に設定できるような制度にしてください。

2. 既存の夜間中学の充実について

- (4) 小学校課程・中学校課程・日本語指導等の多様な教育活動が求められる

夜間中学の実態を考慮し、夜間中学の独自の教員定数を確立するため、公立義務教育諸学校学級編制教職員定数標準法を改正してください。また当面「日本語加配」や「小学校課程加配」の特別措置を講じて下さい。

- (5) 夜間中学等において就学している学齢超過者に対しても学校教育法第 19 条と同様の就学援助が行われるよう、法律にその規定を置いてください。
- (6) 夜間中学等において学校給食法が規定する給食またはそれに準じるものが実施されるよう、制度上の施策を講じてください。
- (7) かつて、就学の機会を得られなかった障がい者や高齢者に配慮した通学介助（車椅子や車）や、学校内の移動がスムーズにできるような「学校のバリアフリー化（エレベーター・スロープ等の設置）」を一日も早く実現して下さい。

3. 夜間中学のニーズ調査・広報等について

- (8) 2020 年の国勢調査において義務教育未修了者数を算出できるよう、調査票の教育欄における「小学」と「中学」を分離して記載できるようにしてください。
- (9) 義務教育未修了者は「学び直し」ができることが市民の常識になるように、厚生労働省が残留孤児問題の理解のために行っている、全国各地でのシンポジウムの開催も参考に広く市民・国民に浸透するよう、広報を抜本的に強化してください。

4. 自主夜間中学等学習支援ボランティア団体に対する支援

- (10) 国や地方公共団体における「教育機会確保」の施策を側面から支える自主夜間中学の学習支援ボランティア活動に対し、「施設の無料提供」や「ボランティア及び学習者募集への協力」などの施策を積極的に行って下さい。

7.27 夜間中学等義務教育拡充議員連盟・
全国夜間中学校研究会共催
研修交流会参加者一同